

本庄市住宅省エネ改修補助金 申請の手引き

地球温暖化対策の一環として、市民の方が、省エネ改修工事を行う場合、その費用の一部を予算の範囲内で市が補助します。

- (注意) ①補助金の交付は1世帯あたり1回を限度とします。
②住宅特定改修特別税額控除については、税務署へお問い合わせください。
③原則として書類審査ですが、必要に応じて市の担当者が現地確認を行います。

補助金の交付を受けたい方は、**工事着工前（14日以上前を目安）**に申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、環境推進課（市役所4階）に提出してください。

※工事後の申請は対象外です！

■受付開始日 令和7年4月1日（火）

■受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00
（土・日・祝日・年末年始を除く）

予算額に達したところで
受付を終了します。

補助対象となる方・住宅の条件

自ら居住する市内の住宅（共同住宅及び併用住宅（ただし、延べ面積の二分の一以上を居住の用に供するもの。）を含む。）に補助対象の工事を行い、市税に滞納がない個人。

住宅及びその敷地等に建築基準法、都市計画法等の関係法令等に違反がないこと。

補助対象・要件・補助金の額

(注意)

- ・工事に要する費用が10万円以上の工事を対象とします。
- ・増築を伴う工事は、対象外です。

種 類	要 件	補助率 上限金額
屋根の高遮熱 塗装工事	日本産業規格（JISK5602塗膜の日射反射率の求め方）により測定した日射反射率が50%以上である塗料 または日本産業規格（JISK5675屋根用高日射反射率塗料）の承認を受けている塗料を用い、屋根又は屋上を塗装する工事	補助対象経費の 2/10 （上限10万円）
※壁の高遮熱塗装 工事は対象外		

■以下の①、②に該当する方については、それぞれ補助金額が2割増額されます。

- ①「親と同居・近居（市内）」、「生計を一にする中学生以下の子がいる」、「生計を一にする中学生以下の子がいる親族と同居」のいずれかに該当する場合
- ②市内に本社のある事業者により工事依頼をする場合

～住宅省エネ改修補助金手続きの流れ～

1 見積書を取得、検討。（事業者を慎重に検討してください。）

（注意）対象工事・補助要件等は、契約前にお問い合わせください。

2 補助金の申請をします。

工事着工14日前までを目安に余裕をもって、以下の書類を提出してください。

☐	①本庄市住宅省エネ改修補助金交付申請書（様式第1号）
☐	②案内図（補助対象工事の場所の地図）
☐	③見積書のコピー（補助対象工事の内容及び金額の内訳が確認できるもの）
☐	④補助対象工事の施工予定箇所の現況写真 （カラー写真であること。A4サイズの用紙に印刷、又は貼り付け）
☐	⑤補助対象工事の内容及び補助要件が確認できる仕様書、パンフレット等のコピー
☐	⑥補助対象工事の内容が確認できる住宅の図面（塗装面積の根拠）
☐	⑦債権者登録申出書（補助金振込口座の登録用紙）※申請者本人名義のもの
☐	⑧多世代同居・近居を証明する戸籍謄本等〈申請日から3ヶ月以内に発行のもの〉 （加算要件に該当し、続柄の確認が必要な方のみ）※申請前にご相談ください。

3 工事着工 ～ 工事完了

（注意）市の交付決定通知書がお手元に届いてから着工してください。

4 補助金の実績報告をします。

工事完了・代金支払日から起算して30日以内、又は令和8年3月31日(火)のいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。

☐	①本庄市住宅省エネ改修補助金実績報告書（様式第3号）
☐	②領収書及び内訳書のコピー
☐	③補助対象工事の実施内容がわかる施工中及び工事完了後の写真 （カラー写真であること。A4サイズの用紙に印刷、又は貼り付け）
☐	④補助対象工事の内容として申請した製品を使用したことがわかる書類 （写真・納品書のコピー・出荷証明書のコピーのいずれか）

※実績報告書の提出時に、補助対象要件を満たしていない又は必要な書類が揃っていない場合は、補助金の交付決定を取り消しますので、ご注意ください。

5 補助金の請求をします。（郵送可）

【必要な書類】

① 補助金交付請求書 ② 市の確定通知書のコピー

6 導入効果報告書の提出（郵送可）

補助金の交付を受けた翌月から1年間、電力使用量を毎月記録し、環境推進課（市役所4階）へ提出をお願いします。

【お問い合わせ先】

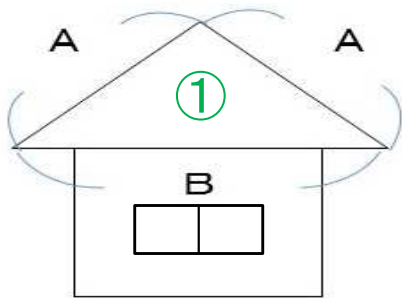
本庄市経済環境部環境推進課
ゼロカーボン推進係（市役所4階）
住所：本庄市本庄3-5-3
電話：0495-25-1249

書類作成のポイント（高遮熱塗装工事）

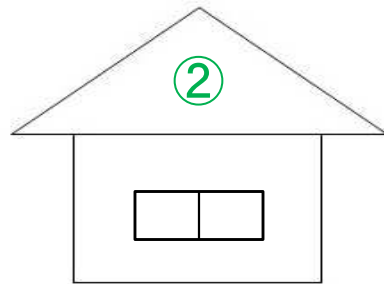
塗装面積の計算方法（参考）

例

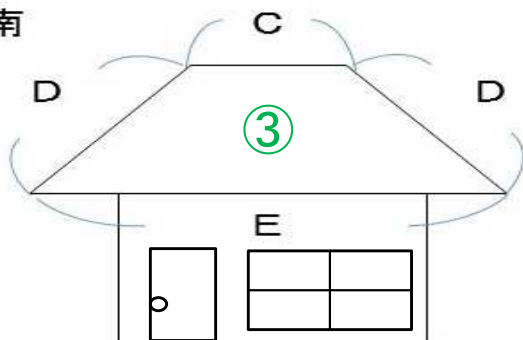
東



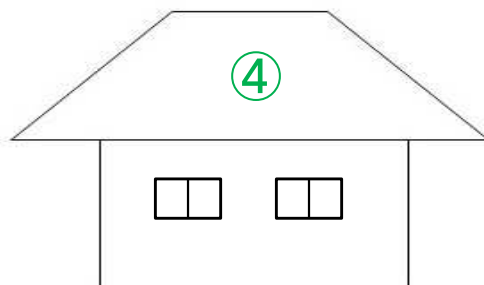
西



南



北



■東面と西面、南面と北面の形が同じである場合、

$$\text{東面①} = B \times D \div 2 \quad \text{西面②} = B \times D \div 2$$

$$\text{南面③} = (C + E) \times A \div 2 \quad \text{北面④} = (C + E) \times A \div 2 \quad \text{のように計算します。}$$

合計塗装面積は①+②+③+④となります。

また、屋根の形が異なる場合、寸法を確認の上、屋根の塗装面ごとに面積を算出し、合計してください。

■塗装面積の計算は、施工面積の根拠となりますので、見積書と一致していることを確認します。図面の空白の部分等に、計算式と作成者名を記入してください。

（注意）

- ・天窓や太陽光パネル等で塗装しない部分は、面積から差し引いてください。
- ・軒天、破風板、雨樋、庇、ベランダ及びバルコニー（ルーフバルコニーを除く）等への塗装は補助対象外です。

その他の注意点

■見積書の提出にあたっては、以下の内容が記載されているか、ご確認ください。

- ・費用の内訳（例：養生、足場、高圧洗浄、下塗り、中塗り、上塗りなど）
- ・使用する塗料の製品名称及び色
- ・塗装する面積（施工面積）

■補助対象経費の算出にあたっては、壁などの補助対象外工事と同時に行う場合、足場設置等の共通経費について、補助対象工事と補助対象外工事の金額の比率で按分計算が必要です。

ご不明な点は、環境推進課ゼロカーボン推進係までお問い合わせください。